

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第109期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	株式会社ティラド
【英訳名】	T.RAD Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嘉納 裕躬
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木3丁目25番3号
【電話番号】	03（3373）1101
【事務連絡者氏名】	常務取締役 百瀬 芳孝
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木3丁目25番3号
【電話番号】	03（3373）1101
【事務連絡者氏名】	常務取締役 百瀬 芳孝
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第108期 第3四半期連結 累計期間	第109期 第3四半期連結 累計期間	第108期 第3四半期連結 会計期間	第109期 第3四半期連結 会計期間	第108期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	45,466	63,115	15,798	20,949	65,097
経常利益又は経常損失() (百万円)	1,092	3,576	228	1,455	117
四半期(当期)純利益又は純損失 ()(百万円)	1,531	2,801	107	1,467	395
純資産額(百万円)	-	-	24,696	29,231	27,031
総資産額(百万円)	-	-	60,562	64,877	63,700
1株当たり純資産額(円)	-	-	337.21	395.69	367.53
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は純損失金額()(円)	21.52	39.36	1.51	20.62	5.55
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	34.10	1.50	17.68	5.30
自己資本比率(%)	-	-	39.6	43.4	41.1
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,585	4,555	-	-	5,988
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	2,528	1,025	-	-	3,026
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,503	3,857	-	-	1,578
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	5,697	6,916	7,515
従業員数(人)	-	-	2,928	3,045	2,945

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含んでおりません。

3. 第108期第3四半期連結累計期間における、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	3,045（641）
---------	------------

（注）従業員数は就業人員であります。また、臨時雇用者数は当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（人）	1,523
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
日本(百万円)	14,752	-
米国(百万円)	1,992	-
欧州(百万円)	970	-
アジア(百万円)	1,792	-
中国(百万円)	1,058	-
報告セグメント計(百万円)	20,566	-
その他(百万円)	202	-
合計(百万円)	20,768	-

(注) 1 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループ(当社及び連結子会社)は、主に、各納入先より生産計画の提示を受け、これに基づき当社グループの生産能力を勘案して、生産計画を立て見込生産を行っております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
日本(百万円)	14,902	-
米国(百万円)	1,987	-
欧州(百万円)	1,016	-
アジア(百万円)	1,792	-
中国(百万円)	1,054	-
報告セグメント計(百万円)	20,752	-
その他(百万円)	196	-
合計(百万円)	20,949	-

(注) 1 前第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期連結会計期間 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日		当第3四半期連結会計期間 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	
	販売高(百万円)	割合(%)	販売高(百万円)	割合(%)
トヨタ自動車(株)	2,242	14.2	2,552	12.1

2 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間の経済環境は、緩やかに回復傾向にはあるものの、改善の動きに一服感がみられます。

このような状況の中、当社グループの売上は、国内については中国向けの建設産業機械用を中心に国内需要の好調を維持しております。自動車用につきましても、エコカー補助金の終了により国内の需要は減少しましたが、当社受注車種の好調な販売により堅調に推移しております。また、海外においても、地域やセグメントではばらつきがあるものの国内と同様に建設産業機械用と自動車用を中心に回復しております。この結果、当第3四半期連結会計期間の連結売上高は前第3四半期連結会計期間対比（以下略：前年同期比）で大幅な増加となりました。

利益面については、親会社単体・海外子会社とも、前年度に実施した固定費削減・生産性向上等による収益改善施策の継続と売上の堅調な推移により、前年同期比で大幅に増益となりました。

従いまして、当第3四半期連結会計期間の売上高は前年同期比5,150百万円増加し、20,949百万円（前年同期比32.6%増）、営業利益は前年同期比965百万円増加し、1,291百万円、経常利益は前年同期比1,227百万円増加し、1,455百万円、四半期純利益は前年同期比1,360百万円増加し、1,467百万円となりました。

セグメントごとの販売状況は次のとおりであります。なお、第1四半期連結会計期間よりセグメント区分を変更しているため、各セグメントにおける前年同期との比較は参考値として記載しております。

日本

自動車用につきましては、エコカー補助金の終了により国内の需要は減少しましたが、商用系・軽自動車の販売が堅調であったことから前年同期比で増加となりました。建設産業機械用につきましては、中国向けの販売の好調と大型の鉱山用建機の受注回復により大幅に増加しました。空調機器用につきましては、ほぼ前年同期並の売上となりました。この結果、当該セグメントの売上高は、前年同期比3,242百万円増加し、14,902百万円（前年同期比27.8%増）となりました。

米国

自動車用につきましては、景気の回復により増加し、建設産業機械用も、得意先の在庫調整の終了による販売回復により増加となりました。この結果、当該セグメントの売上高は、前年同期比447百万円増加し、1,987百万円（前年同期比29.1%増）となりました。為替の影響を除くと、前年同期比778百万円の増加となりました。

欧州

自動車用につきましては、イタリア、チェコでの販売は減少しましたが、ロシアでの生産開始により増加し、結果としてほぼ前年同期並の売上となりました。建設産業機械用につきましては、回復が遅れており、前年同期比減少となりました。また、空調機器用につきましては、欧州の猛暑により、チェコの売上が前年同期比大幅に増加しました。この結果、当該セグメントの売上高は、前年同期比340百万円増加し、1,016百万円（前年同期比50.3%増）となりました。為替の影響を除くと、前年同期比190百万円の増加となりました。

アジア

自動車用につきましては、タイでの新機種の受注及びインドネシアでの生産開始等により売上が前年同期の2倍を超えました。空調機器用につきましては、タイでの生産を子会社から関連会社へ移管したことにより減少しました。この結果、当該セグメントの売上高は、前年同期比837百万円増加し、1,792百万円（前年同期比87.8%増）となりました。為替の影響を除くと、前年同期比810百万円の増加となりました。

中国

自動車用につきましては、好景気に支えられ増加となり、建設産業用につきましても、昨年下半年より好調を維持しており大幅に増加しました。空調機器用につきましては、得意先の一時的な受注増により、増加となりました。この結果、当該セグメントの売上高は、前年同期比244百万円増加し、1,054百万円（前年同期比30.2%減）となりました。為替の影響を除くと、前年同期比411百万円の増加となりました。

その他

その他のセグメントにつきましては、前年同期比38百万円増加し、196百万円（前年同期比24.4%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、2,089百万円の増加(前年同期比553百万円の増加)となりました。これは、賞与引当金による615百万円減少の影響がありましたが、運転資金の434百万円、税金等調整前四半期純利益1,782百万円、及び減価償却費1,054百万円の増加が、これを上回ったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、109百万円の増加(前年同期比140百万円の増加)となりました。これは、固定資産の増減による247百万円減少の影響はありましたが、投資有価証券の売却で432百万円増加したことによるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは、1,640百万円の減少(前年同期比1,275百万円の減少)となりました。これは、配当金の支払による284百万円の減少に加えて、借入金・リース債務が返済により1,338百万円減少したことによるものです。

この結果、当第3四半期連結会計期間末における現金および現金同等物は、第2四半期連結会計期間末対比で525百万円増加し、6,916百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、501百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	74,777,392	76,110,725	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	74,777,392	76,110,725	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づき発行した新株予約権は、以下の通りであります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月29日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	323個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	323,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 481円（注）3
新株予約権の行使期間	平成20年7月4日～ 平成23年7月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 481円 資本組入額 241円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 新株予約権者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権の内、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の割合

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

- 3 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行するとき（時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数	363個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	363,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 723円（注）3
新株予約権の行使期間	平成21年7月1日～ 平成24年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 723円 資本組入額 362円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 新株予約権者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権の内、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の割合
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 当社が株式の分割および時価を下回る価額で新株を発行するとき（時価発行として行う公募増資ならびに新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）は、次の算式により発行価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成20年6月26日）	
第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）	
新株予約権の数	384個（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	384,000株（注）2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 552円（注）3
新株予約権の行使期間	平成22年7月1日～ 平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 552円 資本組入額 276円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは当社と顧問契約を締結していることを要する。 その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と対象取締役および従業員との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 新株予約権者は、付与された権利の質入その他の処分をすることができない。 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

- 2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権の内、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が継承される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- 3 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、以下の通りであります。

株式会社ティラド第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 (転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)		(平成21年9月29日発行) (平成21年9月9日取締役会決議)
		第3四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権付社債の残高(百万円)		4,000
新株予約権の数		40個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		-
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		13,333,333株
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり 300円(注)1
新株予約権の行使期間		平成21年9月30日～ 平成24年9月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格 300円 資本組入額 150円
新株予約権の行使の条件		各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項		本新株予約権付社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項		本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、本社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		(注)2

(注)1 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- (a) 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とするとき
- (b) 株主に対する他の種類株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき
- (c) その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき
- (d) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき

- 2 組織再編等が生じた場合には、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継及び交付については、()その時点で適用のある法律上実行可能であり、()その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ()当該組織再編等の全体から見て当社が不合理であると判断する費用(租税を含む。)を当社又は承継会社等が負担せずに行う可能であることを前提条件とする。また、かかる承継及び交付を行う場合、当社は、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。

本号 の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

(a)新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の社債権者が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(b)新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(c)新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、本号 (c)()又は()に従う。なお、転換価額は(注)1と同様の調整に服する。

()合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又はその他の財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

()本号 (c)()以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

(d)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、当該新株予約権にかかる承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

(e)新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日である平成24年9月26日までとする。

(f)その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとするほか、本新株予約権と同様の条件に服する。

(g)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5 を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(h)組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権と同様の取り扱いを行う。

(i)その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

当社は、本号 の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項の趣旨に従う。

3 大和証券エスエムピー株式会社(以下「大和証券SMBC」といいます。)は、一定の条件のもと、一定の範囲内でその保有する本新株予約権を行使することを当社に約しており、概要は以下のとおりです。

1. 大和証券SMBC による新株予約権の権利行使義務

大和証券SMBC は、平成21年11月1日以降、本新株予約権付社債に付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の行使期間の最終日(行使期間の最終日が暦月末日でない場合前月末日とする。)までの間の各暦月(以下「行使義務期間」といいます。)の各暦月において、以下の<条件>をすべて満たす場合には、以下の<行使数>の本新株予約権を行使しなければならないとされています。

<条件>

当社が日本証券業協会の「会員におけるMSCB等の取扱いに関する規則」に定めるMSCB等を発行しておらず、かつ発行することを検討していないこと、及び

当該暦月の前月に10取引日連続で東京証券取引所における当社の普通株式の終値がその時点において有効な転換価額の120%を上回ること

<行使数>

以下の()から()のうち、いずれか最も少ない数

() 2個

() 前月1ヶ月間の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の出来高の合計の10%にその時点において有効な転換価額を乗じた数を1億円で除した数(1個未満の端数は切り捨てる。)

() 当該暦月の月初に残存する本新株予約権の数

2. 例外

行使義務期間の各暦月において以下の(a)又は(b)のいずれかに掲げる事由等が生じた場合、当該暦月における本新株予約権の行使義務は消滅するものとされます。

(a) 東京証券取引所における当社の普通株式の終値が、その時点において有効な転換価額の108%を下回った日が当該暦月に1日でも存在する場合

(b) 東京証券取引所における当社の普通株式の直近30連続取引日の売買高の合計が本新株予約権付社債の発行日からさかのぼる30連続取引日の売買高の合計の50%未満となった日が当該暦月に1日でも存在する場合

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成22年10月1日～平成22年12月31日	-	74,777,392	-	7,245	-	5,905

(注) 1. 平成23年1月1日から平成23年1月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,333株、資本金が200百万円及び資本準備金が213百万円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,586,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 70,658,000	70,658	-
単元未満株式	普通株式 533,392	-	-
発行済株式総数	74,777,392	-	-
総株主の議決権	-	70,658	-

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ティラド	東京都渋谷区代々木3-25-3	3,586,000	-	3,586,000	4.79
計	-	3,586,000	-	3,586,000	4.79

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	284	298	281	257	265	308	296	300	358
最低(円)	239	254	252	233	234	244	273	269	287

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,086	5,693
受取手形及び売掛金	3 20,146	3 16,643
有価証券	998	1,885
商品及び製品	1,537	1,228
仕掛品	356	441
原材料及び貯蔵品	2,644	2,784
その他	3,132	2,879
貸倒引当金	27	35
流動資産合計	34,874	31,522
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1 5,917	1 5,863
機械装置及び運搬具(純額)	1 8,594	1 10,072
その他(純額)	1 5,217	1 5,950
有形固定資産合計	19,729	21,886
無形固定資産		
その他	806	552
無形固定資産合計	806	552
投資その他の資産		
投資有価証券	8,451	8,605
その他	1,059	1,176
貸倒引当金	43	43
投資その他の資産合計	9,467	9,738
固定資産合計	30,003	32,177
資産合計	64,877	63,700
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	12,078	10,268
短期借入金	7,260	12,270
未払法人税等	262	92
賞与引当金	674	858
役員賞与引当金	36	1
製品保証引当金	164	84
その他	3,939	3,124
流動負債合計	24,415	26,701
固定負債		
新株予約権付社債	4,134	4,053
長期借入金	3,436	2,041

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
退職給付引当金	228	364
役員退職慰労引当金	4	6
負ののれん	38	40
資産除去債務	85	-
その他	3,302	3,460
固定負債合計	11,230	9,967
負債合計	35,646	36,668
純資産の部		
株主資本		
資本金	7,245	7,245
資本剰余金	6,077	6,077
利益剰余金	17,548	15,174
自己株式	1,123	1,120
株主資本合計	29,748	27,376
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	397	178
繰延ヘッジ損益	-	8
為替換算調整勘定	1,978	1,380
評価・換算差額等合計	1,581	1,209
新株予約権	145	144
少数株主持分	918	720
純資産合計	29,231	27,031
負債純資産合計	64,877	63,700

(2) 【 四半期連結損益計算書 】
【 第 3 四半期連結累計期間 】

(単位 : 百万円)

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日)
売上高	45,466	63,115
売上原価	42,619	54,691
売上総利益	2,847	8,424
販売費及び一般管理費		
荷造及び発送費	620	881
製品保証引当金繰入額	5	152
給料及び手当	885	949
賞与引当金繰入額	77	320
役員賞与引当金繰入額	-	36
退職給付引当金繰入額	81	77
福利厚生費	532	383
研究開発費	609	744
その他	1,173	1,325
販売費及び一般管理費合計	3,987	4,872
営業利益又は営業損失 ()	1,139	3,551
営業外収益		
受取利息	46	20
受取配当金	107	108
持分法による投資利益	410	543
為替差益	20	-
匿名組合投資利益	-	100
デリバティブ評価益	82	-
その他	210	114
営業外収益合計	876	888
営業外費用		
支払利息	287	169
社債利息	-	80
投資有価証券評価損	120	72
投資有価証券売却損	76	62
為替差損	-	395
デリバティブ評価損	-	40
匿名組合投資損失	311	-
その他	33	42
営業外費用合計	829	863
経常利益又は経常損失 ()	1,092	3,576
特別利益		
固定資産売却益	85	69
持分変動利益	7	-
その他	-	0
特別利益合計	92	70

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
特別損失		
固定資産売却損	1	0
固定資産除却損	40	70
減損損失	-	57
特別退職金	-	23
持分変動損失	-	56
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	72
その他	4	-
特別損失合計	46	281
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,045	3,365
法人税、住民税及び事業税	309	362
法人税等調整額	139	207
法人税等合計	448	569
少数株主損益調整前四半期純利益	-	2,796
少数株主利益又は少数株主損失()	37	5
四半期純利益又は四半期純損失()	1,531	2,801

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	15,798	20,949
売上原価	14,253	18,133
売上総利益	1,545	2,815
販売費及び一般管理費		
荷造及び発送費	229	261
給料及び手当	247	316
賞与引当金繰入額	77	101
役員賞与引当金繰入額	-	10
退職給付引当金繰入額	25	25
福利厚生費	141	119
研究開発費	153	233
その他	342	454
販売費及び一般管理費合計	1,218	1,523
営業利益	326	1,291
営業外収益		
受取利息	6	7
受取配当金	24	40
持分法による投資利益	177	165
匿名組合投資利益	-	105
デリバティブ評価益	9	-
その他	23	69
営業外収益合計	241	388
営業外費用		
支払利息	94	49
社債利息	-	26
投資有価証券売却損	-	63
為替差損	63	67
デリバティブ評価損	-	5
匿名組合投資損失	174	-
その他	6	11
営業外費用合計	339	224
経常利益	228	1,455
特別利益		
固定資産売却益	11	48
製品保証引当金戻入額	54	145
投資有価証券評価損戻入益	-	195
持分変動利益	7	-
その他	-	0
特別利益合計	72	389

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
特別損失		
固定資産売却損	1	0
固定資産除却損	11	35
減損損失	-	2
特別退職金	-	23
特別損失合計	13	62
税金等調整前四半期純利益	287	1,782
法人税、住民税及び事業税	86	126
法人税等調整額	77	197
法人税等合計	164	324
少数株主損益調整前四半期純利益	-	1,458
少数株主利益又は少数株主損失()	15	9
四半期純利益	107	1,467

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	1,045	3,365
減価償却費	3,284	3,048
のれん償却額	1	1
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	4	1
退職給付引当金の増減額(は減少)	5	104
貸倒引当金の増減額(は減少)	1	4
賞与引当金の増減額(は減少)	217	184
役員賞与引当金の増減額(は減少)	-	34
製品保証引当金の増減額(は減少)	48	81
受取利息及び受取配当金	149	123
支払利息	287	249
持分法による投資損益(は益)	410	543
有形固定資産除却損	40	70
有形固定資産売却損益(は益)	83	69
売上債権の増減額(は増加)	1,426	3,751
たな卸資産の増減額(は増加)	530	330
仕入債務の増減額(は減少)	100	2,034
有価証券売却損益(は益)	41	61
有価証券評価損益(は益)	120	72
その他の流動資産の増減額(は増加)	520	105
その他の流動負債の増減額(は減少)	155	670
その他	411	159
小計	3,923	4,628
利息及び配当金の受取額	255	299
利息の支払額	243	181
法人税等の支払額	349	191
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,585	4,555
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	2,245	-
有価証券の売却による収入	2,394	-
有形固定資産の取得による支出	2,791	1,610
有形固定資産の売却による収入	292	297
投資有価証券の取得による支出	1,508	34
投資有価証券の売却による収入	1,372	572
その他	45	250
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,528	1,025

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	5,012	5,141
長期借入れによる収入	65	2,130
長期借入金の返済による支出	243	257
社債の発行による収入	3,986	-
少数株主からの払込みによる収入	128	251
自己株式の取得による支出	1	2
配当金の支払額	71	427
少数株主への配当金の支払額	-	15
その他	355	395
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,503	3,857
現金及び現金同等物に係る換算差額	63	271
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	383	599
現金及び現金同等物の期首残高	6,080	7,515
現金及び現金同等物の四半期末残高	5,697	6,916

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第3四半期連結会計期間において、東洋熱交換器(中山)有限公司より濟寧東洋熱交換器有限公司に新たに出資を行ったため、連結の範囲に含めております。 (2) 変更後の連結子会社の数 12社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当連結会計年度の第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これによる当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益への影響額は軽微であり、税金等調整前四半期純利益は、70百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は88百万円であります。

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	
1. 前第3四半期連結累計期間において、営業外費用の「支払利息」に含めていた「社債利息」は、重要性が増したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結累計期間の営業外費用の「支払利息」に含まれる「社債利息」は27百万円であります。	
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書関係)	
1. 前第3四半期連結会計期間において、営業外費用の「支払利息」に含めていた「社債利息」は、重要性が増したため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしております。なお、前第3四半期連結会計期間の営業外費用の「支払利息」に含まれる「社債利息」は26百万円であります。	
2. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 49,443百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 48,074百万円
-	2 偶発債務 従業員の金融機関からの住宅資金借入に対する保証予約 0百万円 関連会社の金融機関からの借入に対する保証予約 青島東洋熱交換器有限公司 190百万円
3 手形割引及び裏書譲渡は、次のとおりであります。 受取手形裏書譲渡高 274百万円	3 手形割引及び裏書譲渡は、次のとおりであります。 受取手形裏書譲渡高 20百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) 百万円	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) 百万円
現金及び預金 4,164	現金及び預金 6,086
有価証券 1,665	有価証券 998
計 5,830	計 7,084
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 58	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 62
債券他 73	債券他 106
現金及び現金同等物 5,697	現金及び現金同等物 6,916

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 74,777千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 3,591千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	内訳	当第3四半期連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	平成18年新株予約権	35
	平成19年新株予約権	64
	平成20年新株予約権	45
合計		145

(注) 1 平成18年の新株予約権は、権利行使可能なものです。

2 平成19年の新株予約権は、権利行使可能なものです。

3 平成20年の新株予約権は、権利行使可能なものです。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	142	2	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
平成22年11月9日 取締役会	普通株式	284	4	平成22年9月30日	平成22年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める「各種熱交換器の製造・販売事業」の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)

	本国 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	11,817	1,539	676	1,764	15,798	-	15,798
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	578	7	35	16	637	(637)	-
計	12,396	1,547	711	1,780	16,436	(637)	15,798
営業利益又は営業損失()	211	24	105	197	327	(1)	326

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)

	本国 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	30,616	5,598	2,311	6,940	45,466	-	45,466
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,792	20	86	62	1,961	(1,961)	-
計	32,408	5,618	2,398	7,002	47,428	(1,961)	45,466
営業利益又は営業損失()	1,360	61	414	555	1,157	(18)	1,139

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本国以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国

(2) 欧州.....イタリア、チェコ

(3) アジア.....タイ、中国、インドネシア

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日 至平成21年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	1,474	783	1,921	166	4,344
連結売上高（百万円）					15,798
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	9.3	5.0	12.2	1.1	27.5

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日 至平成21年12月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	5,430	2,592	7,139	349	15,512
連結売上高（百万円）					45,466
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	11.9	5.7	15.7	0.8	34.1

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米.....米国

(2) 欧州.....ベルギー、フランス、英国、イタリア、チェコ、ドイツ

(3) アジア.....インド、タイ、中国、インドネシア

(4) その他.....アフリカ、南米、その他

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役と執行役員で構成する経営会議が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、自動車用をはじめとする各種熱交換器等を生産・販売しており、国内においては当社が、海外においては米国、欧州（イタリア・チェコ・ロシア）、アジア（タイ・インドネシア）、中国の各地域の現地法人が、それぞれ担当しております。現地法人はそれぞれ独立した経営単位であり、各地域において販売する製品を中心に生産し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、生産・販売体制を基礎とした当社・現地法人のセグメントから構成されており、「日本」、「米国」、「欧州」、「アジア」、及び「中国」の5つを報告セグメントとしております。各報告セグメントでは、自動車熱交換器等のほか、建設産業機械用熱交換器、空調機器用熱交換器及びその他の製品を生産・販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日） （単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	日本	米国	欧州	アジア	中国	計		
売上高								
外部顧客への売上高	43,488	6,148	3,469	5,231	4,156	62,493	621	63,115
セグメント間の内部売上高又は振替高	2,584	32	145	111	22	2,897	2,216	5,114
計	46,072	6,181	3,614	5,342	4,179	65,390	2,838	68,229
セグメント利益又は損失 ()	2,107	301	260	568	673	3,391	150	3,542

(注) 「その他」の区分は、報告区分に含まれない事業セグメントであり、運送業などを営む国内子会社の現地法人の事業活動を含んでおります。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日） （単位：百万円）

	報告セグメント						その他 (注)	合計
	日本	米国	欧州	アジア	中国	計		
売上高								
外部顧客への売上高	14,902	1,987	1,016	1,792	1,054	20,752	196	20,949
セグメント間の内部売上高又は振替高	835	3	103	14	6	962	770	1,733
計	15,737	1,990	1,119	1,806	1,060	21,714	967	22,682
セグメント利益又は損失 ()	888	135	121	166	151	1,220	56	1,277

(注) 「その他」の区分は、報告区分に含まれない事業セグメントであり、運送業などを営む国内子会社の現地法人の事業活動を含んでおります。

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容（差異調整に関する事項）

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	3,391
「その他」の区分の利益	150
損益取引消去の調整額	18
棚卸資産の調整額	33
固定資産の調整額	24
四半期連結損益計算書の営業利益	3,551

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	1,220
「その他」の区分の利益	56
損益取引消去の調整額	0
棚卸資産の調整額	2
固定資産の調整額	17
四半期連結損益計算書の営業利益	1,291

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(有価証券関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)

デリバティブ取引の当第3四半期連結会計期間末の契約額等について、重要性がなくなったため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	395.69円	1株当たり純資産額	367.53円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は純損失金額等

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純損失()	21.52円	1株当たり四半期純利益	39.36円
		潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	34.10円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。</p>			

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益又は純損失金額()		
四半期純利益又は純損失金額()(百万円)	1,531	2,801
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は純損失金額 ()(百万円)	1,531	2,801
期中平均株式数(千株)	71,199	71,191
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	80
(うち、社債利息)	-	(80)
普通株式増加数(千株)	-	13,333
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益	1.51円	1株当たり四半期純利益	20.62円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1.46円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	17.68円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(百万円)	107	1,467
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益 (百万円)	107	1,467
期中平均株式数(千株)	71,197	71,188
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	16	26
(うち、社債利息)	(16)	(26)
普通株式増加数(千株)	13,362	13,333
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

株式会社ティラド
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 櫓 孝 次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新 田 誠 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮 下 毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティラドの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ティラド及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

株式会社ティラド
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新田 誠 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 毅 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティラドの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ティラド及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 . 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。